

# 北谷町指定給水装置工事事業者のみなさまへ

指定給水装置工事事業者は  
5年ごとの更新が必要です。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、  
「水道法の一部を改正する法律」が令和2年10月1日に施行されました。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
- ※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。（下表参照）

指定を受けた日	指定番号	初回の更新期限
平成10.4.1～平成11.3.31	1～89	令和2年9月29日
平成11.4.1～平成15.3.31	90～164	令和3年9月29日
平成15.4.1～平成19.3.31	165～201	令和4年9月29日
平成19.4.1～平成25.3.31	202～242	令和5年9月29日
平成25.4.1～令和1.9.30	243～278	令和6年9月29日

更新対象の事業者さま宛に、**郵送にて**通知します。  
令和5年度は、指定番号**202号～242号**が対象です。  
郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

※様式は「北谷町指定給水装置工事事業者申請」で検索！ホームページからダウンロードできます。

指定更新時に必要な書類・確認する事項	添付資料
<b>1. 第1号様式(申請書)</b> (1)事業者の概要(表面)  (2)給水装置主任技術者の選任(裏面)	(1) ①(法人) <u>定款及び登記事項証明書(原本)</u> (個人) <u>住民票抄本(原本)</u> ② <u>事務所の位置図</u> ③ <u>事務所の写真(正面外観・内部)</u> (2)主任技術者の <u>免状又は技術者証の写し</u>
<b>2. 別表(機械器具調書)</b> 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数	・ <u>機械器具の写真</u>
<b>3. 第2号様式(誓約書)</b> 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者	・なし
<b>4. 第4号様式(指定更新時確認票)</b> 適正に給水装置工事の事業を運営していること (1)指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績 ※中部市町村合同開催の講習会等 (2)指定給水装置工事事業者の業務内容 (営業時間、漏水修繕、対応工事等) (3)給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況 ①外部研修(e-ランニング研修・現地研修会等) ②社内研修 (4)適切に作業を行うことができる技能者の従事状況	(1)事業者(会社)の受講実績 講習会の <u>受講修了証の写し</u> (2)資料不要 (3)個人の受講実績 ① <u>外部研修の受講証等の写し</u> ②社内研修は資料不要 (4)配管技能の <u>資格証等の写し</u>

◇お問い合わせ◇ 北谷町上下水道課 水道施設係 TEL : 098-936-3925  
FAX : 098-936-5616